

第3次宝塚市 GIGA スクール推進計画

～ICT 機器を効果的に活用した学校教育の情報化の推進～

令和8年（2026年）3月

宝塚市教育委員会

も く じ

第1章 本市における学校教育の情報化の現状と課題	
第1節 「第3次 宝塚市 GIGA スクール推進計画」の策定に当たって	1
第2節 「第2次 宝塚市 GIGA スクール推進計画」の振り返り	2
1 児童生徒に関すること	2
(1) 情報活用能力の育成	2
(2) 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善	3
(3) 児童生徒の多様なニーズへの対応	3
(4) 情報モラル教育の充実	4
(5) 学びの保障	5
(6) ICT 活用における健康面への配慮	5
2 教師に関すること	7
(1) 教師の ICT スキルの状況	7
(2) ICT 活用に関する指導主事による指導助言等の質の向上	7
(3) ICT 活用に関する問い合わせ業務の充実	7
3 環境整備に関すること	8
(1) 各校における Wi-Fi 環境整備の状況	8
(2) 必要なネットワーク速度の確保状況	8
4 推進体制に関すること	9
(1) 校長のリーダーシップ	9
(2) ICT 推進体制の再構築	9
(3) 教師の働き方改革	9
第2章 国の動向	
第1節 GIGA スクール構想	10
1 GIGA スクール構想とは	10
2 変遷	10
(1) GIGA 第1期（概ね2019年度～2023年度）の取組の成果と課題	10
(2) GIGA 第2期（概ね2024年度～2028年度）の取組の方向性	11
第2節 次期学習指導要領の改訂に向けた「論点整理」	12
1 学習指導要領改訂の大きな方向性	12
(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実装（Excellence）	12
(2) 多様性の包摂（Equity）	13
(3) 実現可能性の確保（Feasibility）	13
2 情報活用能力の抜本的向上	13
(1) 情報活用能力の育成に関する現状と課題	13
(2) 具体的な方向性と論点	13
第3章 第3次 宝塚市 GIGA スクール推進計画	
第1節 学校教育の情報化に関する基本的な考え方	14
1 基本的な考え方	14
2 学校教育の情報化を推進するための基本方針の設定	14
(1) 児童生徒に関すること	14
(2) 教師に関すること	15
(3) 環境整備に関すること	16
(4) 推進体制に関すること	16
3 計画期間	16
第2節 学校教育の情報化を推進する4つの基本方針に基づく取組	17
1 基本方針1 ICT を効果的に活用した児童生徒の資質・能力の育成	17
(1) 情報活用能力の育成	17
(2) 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善	17
(3) 児童生徒の多様なニーズへの対応・学びの保障	18
(4) 情報モラル教育の充実	19
(5) ICT 活用における健康面への配慮	19
2 基本方針2 ICT を効果的に活用した教師の指導力の向上	20
3 基本方針3 ICT を効果的に活用するための環境の整備	20
4 基本方針4 ICT を効果的に活用するための推進体制の整備と校務の改善	21
(1) 校長のリーダーシップ	21
(2) ICT 推進体制の再構築	21
(3) 教師の働き方改革	22
第3節 計画の進行管理	22
その他（宝塚市立学校教職員 ICT 活用スキル チェックリスト）	23

第1章 本市における学校教育の情報化の現状と課題

第1節 「第3次 宝塚市 GIGA スクール推進計画」の策定に当たって

GIGA スクール構想の始動時、本市の ICT 環境には大きな課題があった。2021 年 4 月に市立小中学生約 17,000 人全員に 1 人 1 台端末を導入したが、1,000 人を超える教師に対し教室で利用可能な学習用端末はわずか 550 台であった。さらに、職員室の「校務用端末」と教室の「学習用端末」を使い分ける必要があり、データの連携も容易ではない状況だった。

そんな折、文部科学省による「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改訂され、クラウド活用を前提としたセキュリティモデルへの転換が示唆された。そこで、本市は、従来の「ネットワーク分離型」から、認証技術でアクセスを制御し場所を問わず安全に校務データを利用できる「アクセス制御型（ゼロトラスト）」へ移行することとした。教師が職員室、教室、自宅等場所の制約を受けずに校務ができる環境整備は、学校教育の情報化はもちろん働き方改革にも役立ち、本市の校務 DX を大きく前進させることとなった。

教師の ICT 環境が改善する一方で、児童生徒の活用は伸び悩んでいた。また、全国学力・学習状況調査では、児童生徒の ICT 活用率は国や県の平均を大きく下回っているにもかかわらず、教師は「活用している」との回答が多いなど、教師と児童生徒の捉え方にも大きな乖離があった。授業では、教師は資料を拡大表示する際など ICT 機器を頻繁に活用していたが、児童生徒が 1 人 1 台端末を活用する場面はあまり設定されていなかったのである。さらに、全市的な推進体制を担う教育情報化推進本部は、各校の課題や先進的な取組を共有するといった機能を十分果たせず、学校間や教師間での活用格差も散見されるようになった。

こうした課題を踏まえ策定した「第2次 宝塚市 GIGA スクール推進計画」では、「児童生徒の資質・能力の育成」「教員の指導力の向上」「環境の整備」「推進体制の整備と校務の改善」の 4 本柱で構成し、計画の実効性を高めるため、教育委員会と学校の取組を明確にした。活用格差の解消に向けては、全市立小中学校を対象に各校の課題に即した内容による訪問型研修の実施とともに、全教師を対象に ICT スキルチェックを行いスキルに応じた講座を夏休みに集中的に設けるなど個別の支援も展開した。その結果、小学校の ICT 活用率は、概ね国平均まで押し上げることができた。

働き方改革の視点と学びの質の向上の観点からは、Microsoft Teams による情報共有を図る会議時間の短縮、Forms や百問繚乱（自動採点ソフト）によるアンケートやテスト集計等の業務負担の軽減、すぐーる（保護者連絡ツール）を活用した迅速で確実な家庭との連携等、ICT を効果的に活用している。さらに、生成 AI（本市では実証実験として限定的活用）の活用は事務作業の効率化だけでなく教職員の資質向上にも役立っている。こうして創出された時間は教師に「余白」を生み出し、教師が児童生徒と向き合う時間が増えることから、学校教育の質の向上に寄与すると考える。

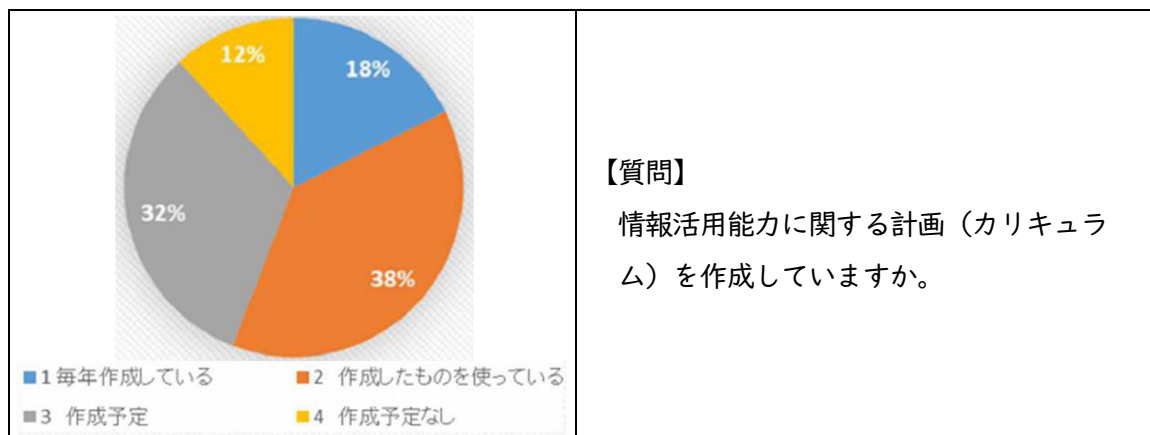
ICT の効果的な活用が教育の質を高める一つ的手段であると位置づけ、「これからの社会を生き抜いていくための力」を児童生徒に育むため、さらなる取組の羅針盤として「第3次 宝塚市 GIGA スクール推進計画」を策定する。

第2節 「第2次 宝塚市 GIGA スクール推進計画」の振り返り

1 児童生徒に関すること

(1) 情報活用能力の育成

ア 情報活用能力に関する計画の作成状況



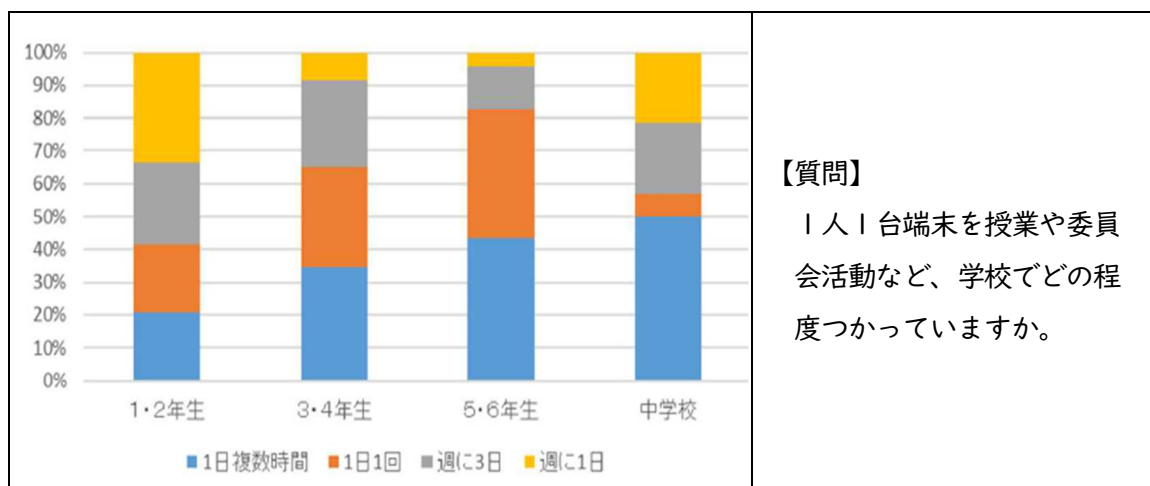
【課題】

- ・各校における年間指導計画（カリキュラム）の作成の有無についてばらつきがある。

【今後の取組】

- ・情報活用能力の育成は重要であることから、各校が年間指導計画（カリキュラム）を作成できるように、市として一定の基準を示す。
- ・次期学習指導要領改訂では、情報活用能力の育成が強化され、小学校の総合的な学習の時間に「情報の領域（仮称）」が新設される見込みであることから、令和8年度のTGSの取組として推進する。

イ 児童生徒の1人1台端末の活用状況



【課題】

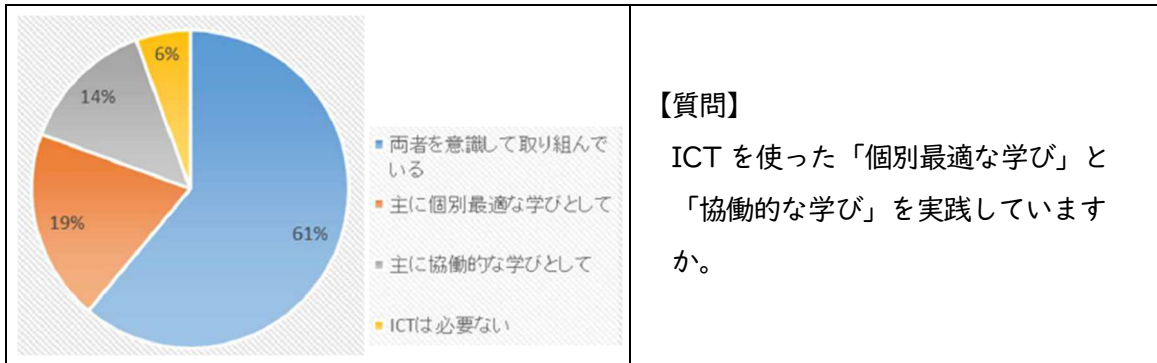
- ・1人1台端末の活用頻度は、小学校低学年では週1回以上～1日1回、中高学年では1日複数回の活用が見られるようになってきている。ただし、中学校では1日複数回の活用がされている学校とそうでない学校があり、二極化傾向がみられる。

【今後の取組】

- ・各校の状況を把握し、訪問型研修等を通じてその学校の課題に応じた対応を行う。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

ア 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けての ICT 活用状況



【質問】
ICTを使った「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実践していますか。

【課題】

・「個別最適な学び」と「協働的な学び」双方を意識したICT活用が6割超で実施されているが、上記(1)-イのようにICT機器の活用が積極的に進められている学校とそうでない学校の二極化が進んでいる。

【今後の取組】

・効果的な活用へのフェーズ移行のためにも基本的なICT機器活用率の向上は不可欠であることから、「情報担当者だけでなく、研究推進担当者も先進事例の視察などに参加する」「TGSの具体的な授業実践等の横展開を進めるための仕組みを作る」等の取組を推進する。

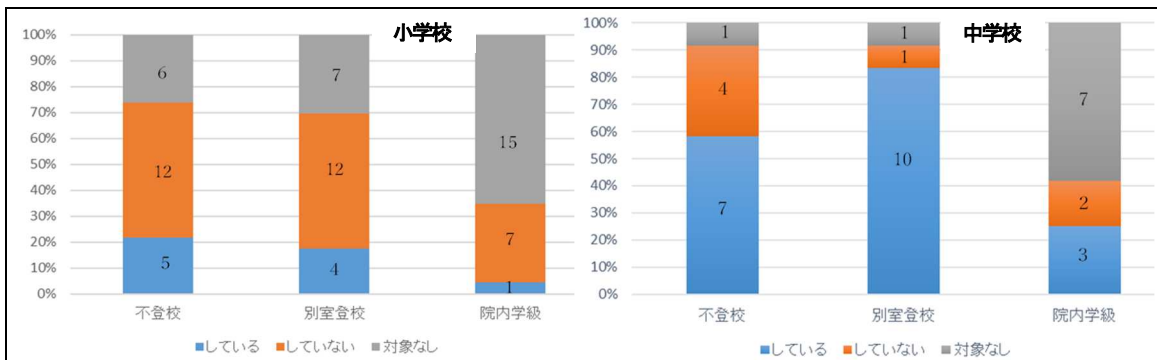
※国立教育政策研究所「令和6年度全国・学力学習状況調査の結果（概要）」より

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進め、課題の解決に取り組む学習活動を行っている学校ほど、ICT機器を活用している傾向がある
- ・「主体的・対話的で深い学び」に取り組んでいる児童生徒ほど、ICT活用に対する効力感に関して肯定的である

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるためには、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が不可欠である。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けてICT機器を効果的に活用することにより、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善が進展すると考える。

(3) 児童生徒の多様なニーズへの対応

ア 支援が必要な児童生徒へのオンラインを活用した学習保障の状況



【質問】

- ・不登校児童生徒に対するオンライン授業を配信するなどの対応を行っていますか。
- ・別室登校や教室に入ることが難しい児童生徒へオンラインで配信等を行っていますか。
- ・院内学級など学校を離れる必要がある児童生徒がオンラインでのつながりを希望することがありましたか。

【課題】

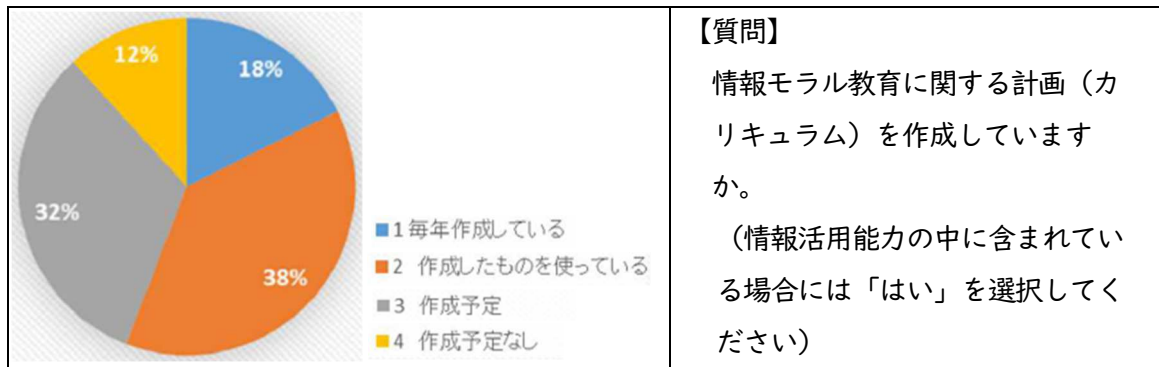
- ・不登校や別室登校、院内学級等、支援が必要な児童生徒に対するオンライン授業配信の取組が十分行われているとは言えない。支援が必要な児童生徒等に対して、ICT を効果的に活用した学習保障を模索していく必要がある。

【今後の取組】

- ・不登校や別室登校、院内学級等だけでなく、多様なニーズへ対応できるよう、各校でICT 機器を効果的に活用した支援を検討する。

(4) 情報モラル教育の充実

ア 児童生徒に対する情報モラル教育に関する計画の作成状況



【課題】

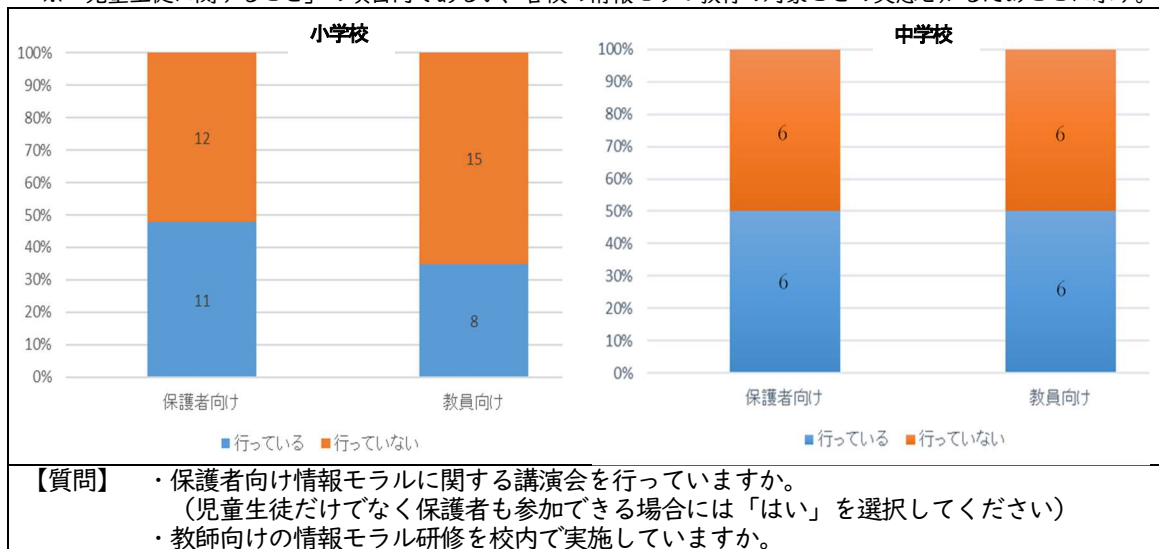
- ・情報モラル教育に関する計画の作成が不十分である。

【今後の取組】

- ・情報モラル教育は情報活用能力の一部であり、SNS 等の利用に際して様々なトラブルが生じていることから、各校で年間指導計画を作成できるよう、市として一定の基準を示す。

イ 保護者・教師に対する情報モラル教育に関する研修の実施状況

※「児童生徒に関すること」の項目内であるが、各校の情報モラル教育の対象ごとの実態を知るためここに示す。



【課題】

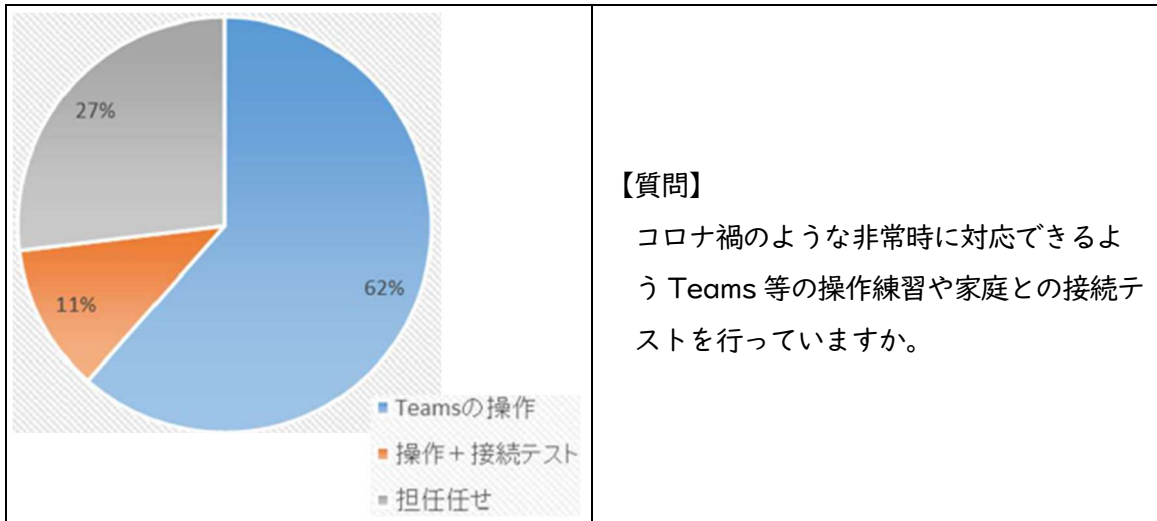
- ・教師、保護者に向けた研修は未実施の学校がある。

【今後の取組】

- ・文部科学省、兵庫県教育委員会のプログラム（GIGA ワークブック）を参考にして、各校で参観日や懇談会等の機会を使って授業を実施するなど周知を図る。

(5) 学びの保障

ア 非常時における学びの継続に備えた Teams 等の各校の準備状況



【質問】

コロナ禍のような非常時に対応できるように Teams 等の操作練習や家庭との接続テストを行っていますか。

【課題】

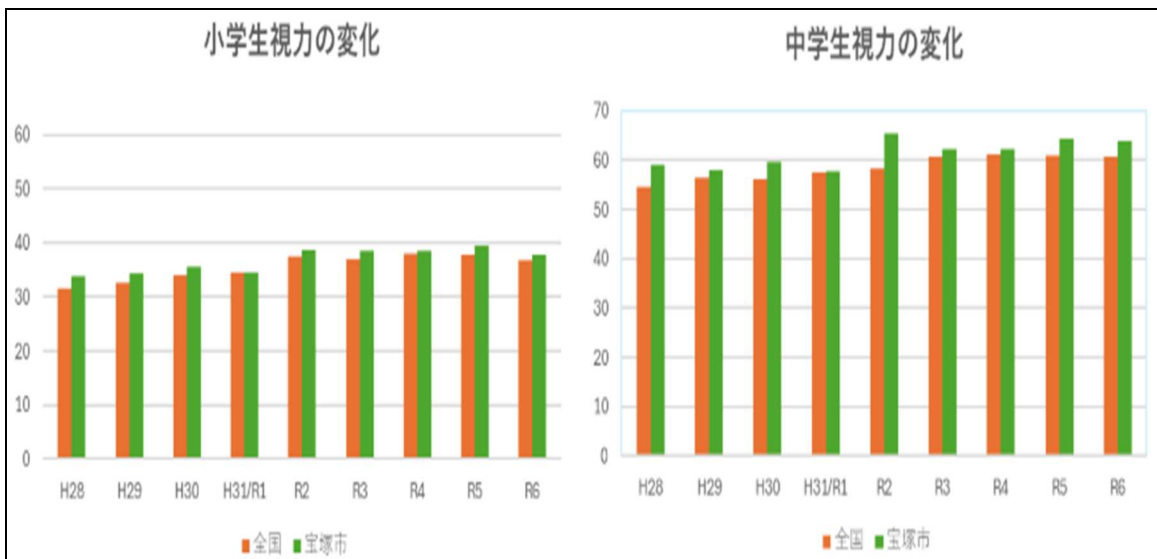
- ・感染症の拡大防止のための緊急休校など非常時の学びの継続に備えた Teams 等の活用や接続テストなどの準備は実施されているが、担任に依存している学校もあり、組織的な対応が不十分な状況である。

【今後の取組】

- ・非常時における学びの継続に関する対応は、各学校の実情に応じて行うことを基本としつつ、市としての一定の基準（授業配信・連絡方法）を示した方針（リーフレット）を作成する。

(6) ICT 活用における健康面への配慮

ア 裸眼視力 1.0 未満の者の推移（全国値との比較）

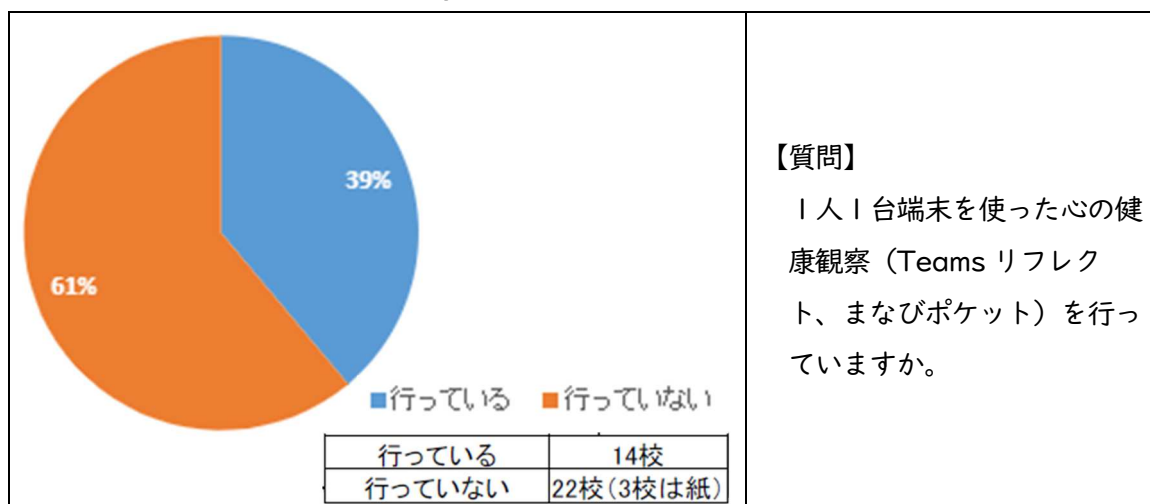


※全国値は「文部科学省学校保健統計調査」より引用

【今後の取組】

- ・GIGA スクール構想開始前後について、全国と比較しても大きな違いは見られない。引き続き、市内児童生徒の実態を把握しながら、健康面の推移を注視していく。
- ・視力の低下はもとより依存症など長時間の利用に関する注意喚起を行う。

イ 1人1台端末を使った心の健康観察の実施状況



【質問】

1人1台端末を使った心の健康観察（Teams リフレクト、まなびポケット）を行っていますか。

【課題】

・児童生徒のその時々の内面を可視化する「心の健康観察」を実施している学校が少ない。

【今後の取組】

・児童生徒の内面の把握は、いじめや不登校にかかわる重要事項であることから、細やかな心の健康観察をすべての学校で行う必要があるため、1人1台端末の有効な活用事例を紹介し、児童生徒の内面の可視化に努める。

ウ 家庭における ICT 機器使用環境の支援

- ・モバイルルーターの貸出制度（SIM 契約は保護者負担）
- ・新規インターネット回線契約の支援制度（就学支援対象家庭）

※新規インターネット回線契約の支援実績

令和4年度：34 世帯

令和5年度：10 世帯

令和6年度：8 世帯

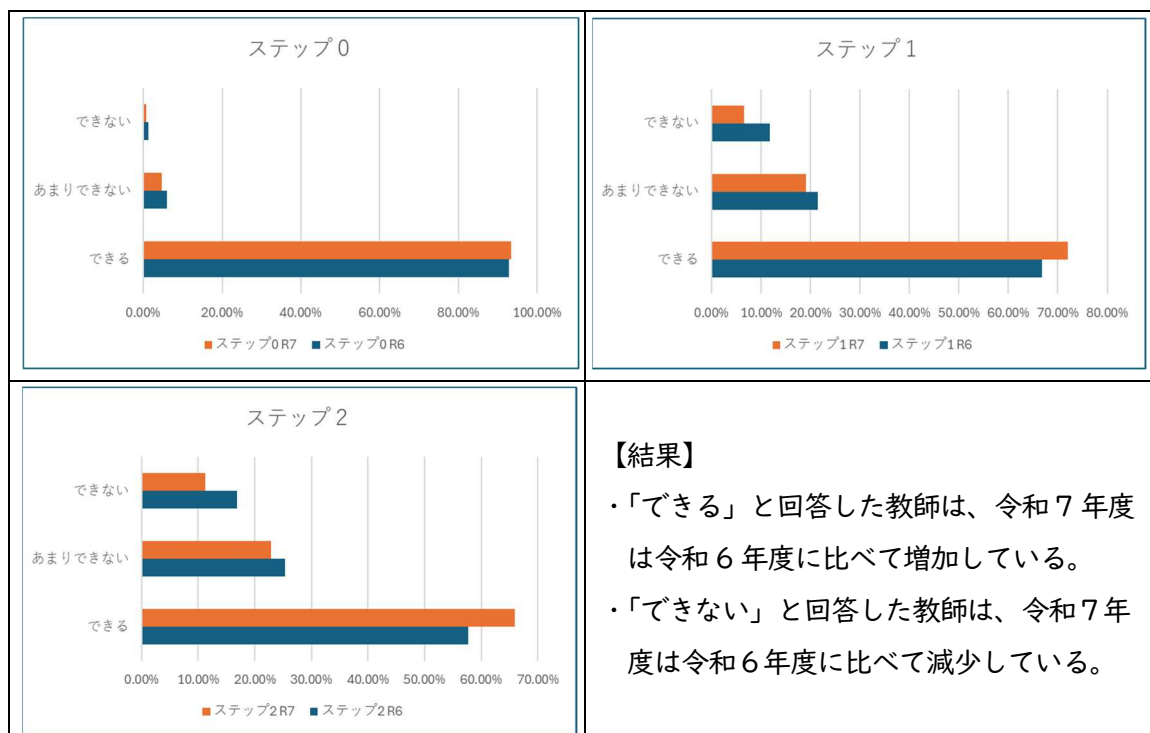
令和7年度：4 世帯

【今後の取組】

・1人1台端末の更新に伴い OS が Windows から Chrome に変更となり、インターネットの環境に依る機会が大きくなるため、引き続き支援を継続する。

2 教師に関すること

(1) 教師の ICT スキルの状況



【課題】

- ・ICT を授業で効果的に活用するために必要なスキルとして、ステップ2レベル相当が必要であるが、70%未満にとどまっている。

【今後の取組】

- ・9割以上が「できる」と回答しているステップ0のチェックについては、年に一回の確認に変更する。学期ごとのチェックはステップ1、ステップ2のみとする。
- ・ステップ1、2相当のスキルが習得できるよう、スキルアップ講座を実施する。

(2) ICT 活用に関する指導主事による指導助言等の質の向上

「TGS モデル校」や「小学校算数科共同研究会阪神大会」をはじめ、市立学校で開催された研究会等において、講師の先生方と共に指導助言等を行った。

【課題】

- ・指導主事が全ての研究会において指導助言をすることは日程的に難しい。

【今後の取組】

- ・情報担当者、研修推進担当者など、各学校の研究を中心となって担う教師の中から、各教科等の指導助言ができるようなリーダーを育成する取組（リーダー研修講座、授業改善の先進校視察研修会などの新設）を検討する。

(3) ICT 活用に関する問い合わせ業務の充実

Teams で情報担当者チームを作成し、すべての学校と情報共有を速やかに行える体制を構築した。修理依頼等教育委員会とのやり取りについてもオンライン化に取り組んでいる。

【課題】

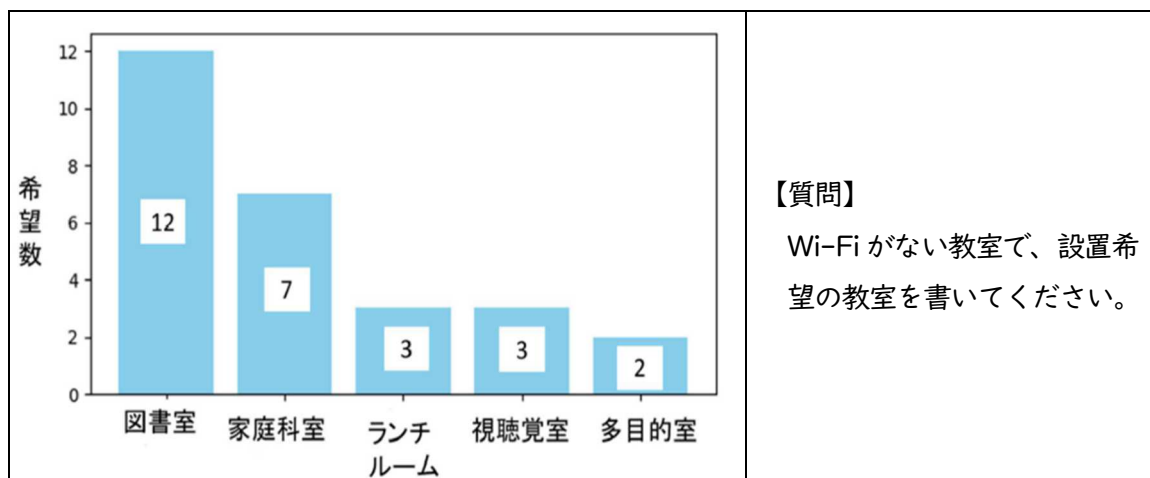
- ・教職員が必要なタイミングで必要な情報を提供する体制を構築する必要がある。

【今後の取組】

- ・ICT 機器の使用に関する相談や授業に必要なアプリの操作方法については、ICT 支援員の派遣やオンラインサポートにより、いつでも対応できる体制を整える。

3 環境整備に関すること

(1) 各校におけるWi-Fi環境整備の状況



【質問】

Wi-Fiがない教室で、設置希望の教室を書いてください。

【課題】

- ・多くの学校で特別教室での利用を希望している。

【今後の取組】

- ・可能な限り、特別教室への設置希望に対応していく。
- ・Wi-Fiの使用期限が令和9年度になるため、更新に合わせて適切な環境整備を行う。

(2) 必要なネットワーク速度の確保状況

※宝塚市 HP 掲載済

必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合			
学校種別	総学校数	学校規模ごとの当面の推奨帯域を	
		満たしている	満たしていない
小学校	23校	18校(78%)	5校(22%)
中学校	12校	10校(83%)	2校(17%)
特別支援学校(小・中)	1校	1校(100%)	0校(0%)
計	36校	29校(81%)	7校(19%)

【課題】

- ・推奨帯域を満たさない学校（児童生徒数が多い学校）が7校ある。

【今後の取組】

- ・ネットワークアセスメントを実施し、原因がWAN側にあることが分かったことから、ネットワークの増強とその増強に耐えうるルーターの導入を検討する。
- ・令和9年度に予定している更新時には、これまでの画一的整備から、学校の規模に応じたネットワーク機器、インターネット速度を決定して導入する。

4 推進体制に関すること

(1) 校長のリーダーシップ

- ・ GIGA スクールに関する管理職研修会
 - ・ 生成 AI の利用に関する研修会
- ※学校 DX 戦略アドバイザー（文部科学省指定）である小崎誠二教授（奈良教育大学大学院）を、上記の研修会に加えて教職員向けの研修会にも招聘した。

【課題】

- ・ 管理職を対象とした研修だけでは、研修内容が学校内で浸透しないことがある。

【今後の取組】

- ・ 自校の情報教育の取組に関して、現況（成果と課題）を把握する。
- ・ 有用な研修や本市の課題解決に直接関係する内容の研修等に関しては、管理職はもとより、可能な限り、情報担当者、研修推進担当者など、各校の研究を中心となって担う教師の出席を求める。

(2) ICT 推進体制の再構築

市内の好事例校（TGS 等、効果的な活用を進めている学校）の研究体制を紹介した。

【課題】

- ・ 市内において、授業観の転換を先進的に図っている学校がある。こうした事例の横展開が必要である。

【今後の取組】

- ・ 先進校のノウハウを紹介・共有できるように、各校種の校長会と連携して組織としての取組を進める。（発信力の強化、広報的な視点）

(3) 教師の働き方改革

職員課の働き方改革基本方針参照

- ・ 勤怠管理システムにおける勤務実態の「見える化」(p.9)
- ・ 会議の廃止、時間短縮やペーパーレス化 (p.10)
- ・ 学習評価や成績処理(p.15)

生成 AI の活用

- ・ セキュアな環境における生成 AI の校務利用の実証研究事業
(文部科学省)

宝塚市教職員の
働き方改革基本方針
【概要版】



【今後の取組】

- ・ 令和7年度から本格運用開始となった新校務支援システムによる効率的な事例の周知など、引き続き、ICT 機器を効果的に活用した教師の働き方改革の推進に努める。

第2章 国の動向

第1節 GIGA スクール構想

1 GIGA スクール構想とは

1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的として、2019年から推進している文部科学省による教育改革の取組。（※「Global and Innovation Gateway for All」の略で、「全ての児童生徒のための世界につながる革新的な扉」という意味が込められている。）

2 変遷

GIGA スクール構想には明確な区分は設けられていないが、「GIGA スクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」（2024.4.17 文部科学省）では、『GIGA 第2期』とは交付要綱及び運営要領等に基づき端末が整備・更新されることとなる2024年度から2028年度を指し、『GIGA 第1期』とはそれ以前を指すものとする」とある。

なお、文部科学省や関係機関の資料等では、多くの場合、「第1期」は主に1人1台端末の整備と学校のネットワーク環境整備などハード面の基盤整備の時期として、「第2期」は端末の教育活用推進、教師の指導力強化、端末の更新と運用体制の整備といった「活用・定着」のフェーズに移行していると説明されることが多い。

(1) GIGA 第1期（概ね2019年度～2023年度）の取組の成果と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に伴い、GIGA スクール構想による1人1台端末の整備等が大幅に前倒しされ、学校における ICT 環境の整備は急速に進んだ。

2020年代を通じて実現を目指す学校教育の姿を示した「令和の日本型学校教育の構築を目指して」（2021.1.26）答申（※以下、「令和答申」とする。）では、ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することを目指している。また、これからの社会に必要な資質・能力の育成につながる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に資するよう、GIGA スクール構想により整備された1人1台端末を日常的に活用するとともに、教師がこれまでの実践とICTを最適に組み合わせることで、学校教育における様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要であるとも示されている。

一方、急速に整備が進んだICT環境のもつこうした成果は出つつあるが、教師の指導力が、児童生徒が主体的・対話的で深い学びに1人1台端末を活用する授業に十分に転換されていないといった課題が指摘されている。また、地方公共団体間の格差といった課題もある。1人1

台端末の利活用が十分に進んでいない地方公共団体では、「通信環境が不十分である」「指導者用端末が十分に整備されていない」「故障時の代替機が十分に用意されていない」ことなどが挙げられ、次世代の校務 DX の環境整備も課題とされている。

(2) GIGA 第 2 期（概ね 2024 年度～2028 年度）の取組の方向性

円滑なクラウド活用を前提とした 1 人 1 台端末をはじめとする学校の ICT 環境は、これまでどおりの指導や学習を単に効率化するための整備ではなく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実等を図る上で必要不可欠な学習基盤である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時や地震等による被災地域において学びの継続に 1 人 1 台端末と通信環境が活用されたように「災害時等の対応」の観点から、さらに、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・早期支援、不登校や病気療養中の児童生徒への授業配信、外国入児童生徒への翻訳機能や読み上げ機能の活用、障害のある児童生徒の状態に応じた機能の活用など「誰一人取り残さない学びの保障」の観点からも、GIGA スクール構想の取組は重要である。

令和答申には「子どもの学び」「教職員の姿」「それを支える環境」について、2020 年代を通じて実現を目指す学校教育の姿を学習指導要領に基づいて記されている。副題の「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」は、本答申が目指す教育の姿を端的に表現したもので、一人ひとりの子どもの特性や進度、興味・関心に応じた「個別最適な学び」と子ども同士や多様な他者と協働する「協働的な学び」の一体的な充実を通して、全ての子どもたちの力を最大限に引き出し、誰一人取り残さない教育を実現する方針を示している。

こうしたことを受け、文部科学省による「学校の ICT 環境整備 3 年計画（2025～2027 年度）」では、令和答申が示す方向性を前提としながら、GIGA 第 1 期の成果と課題や、外部環境の変化を踏まえて、「個別最適・協働的な学びの充実」「情報活用能力の向上」「学びの保障」「働き方改革への寄与」の実現を目指し、そのためのハード面・ソフト面の環境整備を優先すべきであるとしている。

第2節 次期学習指導要領の改訂に向けた「論点整理」

1 学習指導要領改訂の大きな方向性

文部科学大臣による諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」（2024.12.25）を受け、中央教育審議会教育課程企画特別部会から次期学習指導要領の改訂に向けた「論点整理」（2025.9.25）が公表された。ここで提起された次期学習指導要領に向けた今後の検討の基盤となる基本的な考え方は次のとおりである。

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育てため、

①「主体的・対話的で深い学び」の実装（Excellence）

②多様性の包摂（Equity）

③実現可能性の確保（Feasibility）

の3つの方向性を踏まえて議論を行う。これらの3つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものである。

こうした3つの方向性は端的に表現すれば「多様な子どもたちの『深い学び』を確かなものに」と表現することができ、第一の方向性は「深い学び」、第二の方向性は「多様な子ども」、第三の方向性は「確かなもの」という言葉に主に託されている。

さらに、「みんな」が示す主体は、学校教育の未来を切り拓く中心的存在である学校の教職員はもとより、学びの当事者である子ども、人口減少の中で学校を支える主体でもある、保護者や地域住民、地方公共団体の職員、民間の担い手も含まれ、「社会に開かれた教育課程」や「個人と社会のウェルビーイングの実現」といった理念とも深く関わる。

今後は各ワーキンググループ等を中心に具体的な議論が進められ、こうした考え方もさらに深まっていく予定とされている。

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実装（Excellence）

次期学習指導要領に向けた第一の方向性とされている。

学習指導要領の目標や内容の構造化・表形式化・デジタル化、学びに向かう力、人間性等の重要概念の整理等により、分かりやすく、使いやすい学習指導要領とすることで、現行学習指導要領が目指している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について一層の具現化・深化を図る。

また、このような授業改善に不可欠であるデジタル学習基盤の効果的活用は、育成すべき資質・能力が十分に意識されず「深い学び」に繋がっていない事例もある。さらに、社会のデジタル化がもたらしている負の側面への対応も含め情報活用能力の育成にも様々な課題が見られる。

このため、小学校の総合的な学習の時間への「情報の領域（仮称）」の付加、中学校での「情報・技術科（仮称）」の創設等の具体的方策を示した上で、情報活用能力を各教科等における探究的な学びを支える基盤と位置付け、抜本的な向上を図り、知・徳・体のバランスや、人間ならではの身体性や実体験の重要性を十分に踏まえながら進める必要がある。

(2) 多様性の包摂 (Equity)

第一の方向性と両立させることが不可欠な第二の方向性とされている。

多様な個性や特性、背景をもつ子どもが増加している実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人ひとりの意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指す。

このため「裁量的な時間」をはじめとする「調整授業時数制度」の創設、学年区分の取扱いの柔軟化、不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒のための特別の教育課程編成を可能とする制度の創設等により、教育課程全体を包摂的な仕組に改めその具現化を図る。

(3) 実現可能性の確保 (Feasibility)

第一、第二の方向性の両立を支え、実現可能とする観点であり、デジタル学習基盤の更なる充実、教科書・教材・指導書の改善、必要な設備の整備、総合的な勤務環境整備とも相まって審議全体に通底させるべき第三の方向性とされている。

このため、教育課程の枠組みや教科等横断的な事項、今後行われる教科等WGを含む審議全般にわたって、教育課程の実施に伴い教師に過度な負担が生じないような、持続可能な在り方を追求し、教師と子どもの双方に、教育の質の向上のための時間的余裕となる「余白」を創出することで、豊かな学びに繋げる方向を踏まえた検討を行う必要がある。

2 情報活用能力の抜本的向上

デジタル社会の急速な進展を背景に、児童生徒への情報活用能力の育成は一層重要性を増している。その一方で、地域、学校、学年等による指導内容や学びの機会の格差、AIやSNSなど新たな技術への対応の遅れなど、現状には多くの課題が残されている。こうした課題の解決に向け、次期学習指導要領の論点整理では、情報教育の体系的強化や新領域創設をはじめとした具体的な方策や論点が示されている。

(1) 情報活用能力の育成に関する現状と課題

現行の学習指導要領において、情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」として重視されているが、小学校での指導内容や授業時数が明確でなく、学校や学年間でばらつきが大きい。中学校は技術・家庭科の一部、高校は情報科が担当しているが、小中高の系統的な連携が十分ではなく、基礎から発展への学びの接続が不明瞭となっている。また、教師の指導力によって、児童生徒の情報活用能力に格差が生じるといった課題もある。

(2) 具体的な方向性と論点

抜本的向上策として、小中高を通じた体系的・抜本的な教育内容の充実を図る。

小学校の「総合的な学習の時間」に「情報の領域(仮称)」を新設するとともに、中学校では「情報・技術科(仮称)」を創設して、情報リテラシー・情報モラル教育・情報技術の基礎学習を充実させる。さらに高等学校情報科とつなげて一貫性のあるカリキュラムを構成し、教科横断的に情報活用能力を探究的な学びの基盤に位置づける。また、情報活用能力を構成する要素を「情報技術の活用」「情報技術の適切な取扱い」「情報技術の特性の理解」の3つの観点で整理し、発達段階に即した学習活動を検討する。

第3章 第3次 宝塚市 GIGA スクール推進計画

第1節 学校教育の情報化に関する基本的な考え方

1 基本的な考え方

本市における、今後の学校教育の情報化については、第1章 本市における学校教育の情報化の現状と課題で記した内容を踏まえるとともに、第2章で示した国の動向及び「学校の ICT 環境整備3か年計画（2025～2027年度）」との整合も図っていく必要がある。

文部科学省が全国の学校における ICT 環境の標準的な整備目標と財政措置を示した「教育の ICT 化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」は、現行の学習指導要領と連動し「情報活用能力」を育成するための基盤として位置づけられていた。一方、「学校の ICT 環境整備3か年計画（2025～2027年度）」は、AI時代に対応した教育を支える学習基盤として、全国の学校で必要な ICT 環境の整備水準と財政措置を示した計画であり、これも現行の学習指導要領が前提となっている。このため「学校の ICT 環境整備3か年計画（2025～2027年度）」は、以前の5か年計画の骨格を維持しつつ、1人1台端末の整備をはじめとした急速な ICT 環境の進展によって顕在化した課題に対応するとともに、外部環境の変化を踏まえた改訂となっていることから、次期学習指導要領の方向性が定まった段階で、その実施のために必要な ICT 環境について改めて整理を行うことが望ましいとされている。

文部科学大臣による諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」（2024年12月25日）を受け、中央教育審議会から次期学習指導要領に関する答申が示されるのは、2026年夏頃と予想されている。現況としては論点整理が図られ改訂の方向性が示された段階であることから、「第3次 宝塚市 GIGA スクール推進計画」の策定にあたっては、現行の学習指導要領を踏まえて策定した「第2次宝塚市 GIGA スクール推進計画」の考え方を基本とすることとする。

2 学校教育の情報化を推進するための基本方針の設定

本市における学校教育の情報化の現状と課題と国の動向等を踏まえ、「第2次 宝塚市 GIGA スクール推進計画」に基づき、以下の4つの基本的な方針を定めることとする。

(1) 児童生徒に関すること

全国学力・学習状況調査の分析を進めている大学等の研究機関の報告では、「ICT 機器の活用頻度が高いあるいは効果的に活用されている学校ほど、児童生徒の正答率や学習意欲が高い」「主体的・対話的で深い学びに取り組んでいると回答した児童生徒ほど、各教科の正答率が高い」「ICT 機器を協働学習や意見交換、情報収集に活用している学校では、学習意欲が高

く、結果として平均正答率も高くなる」「ICT 機器の活用に効果を感じている児童生徒ほど、授業が楽しいと感じ、異なる意見を前向きに受け止めるなど、主体的・対話的な態度が育まれている」といった傾向があると示されている。

また、国立教育政策研究所の分析によると、1人1台端末の日常的な活用が進む中で、単に活用頻度が高いだけでなく「どのような目的でどのように使ったか」というより効果的な活用が学力向上に結びついていると報告されている。

これらのことから、児童生徒に関する基本方針を、「ICT を効果的に活用した児童生徒の資質・能力の育成」として定める。

(2) 教師に関すること

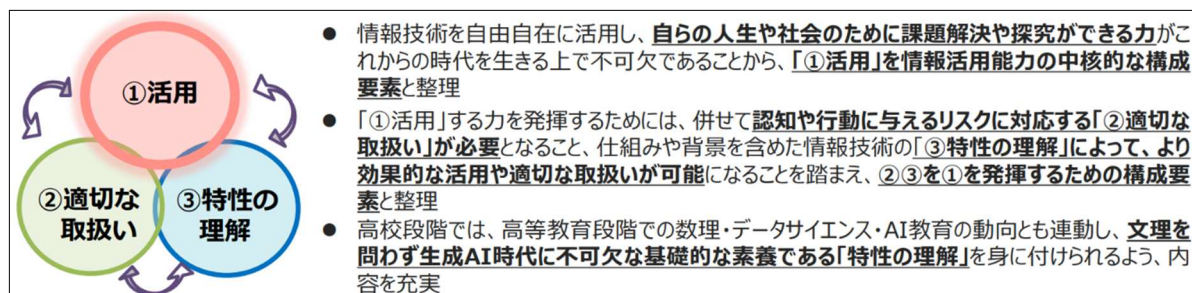
文部科学省は情報活用能力を、「学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含むものである。」としている。

情報活用能力は、現行の学習指導要領において、言語能力や問題発見・解決能力等と並んで学習の基盤となる資質・能力に位置付けられており、特定の教科でのみ育成するものではなく、各教科・領域を横断して、教科の特性を生かしながら育成するものであるとしている。

次期学習指導要領の改訂に向けた「論点整理」では、教科横断的に情報活用能力を探究的な学びの基盤に位置付け、情報活用能力を構成する要素を「活用」「適切な取扱い」「特性の理解」の3つの観点で整理（下図）し、発達段階に即した学習活動を検討すべきであるとしている。

一方で、上記「(1) 児童生徒に関すること」で記したように、ICT の活用状況と学力には相関関係が認められることが国立教育政策研究所や大学等の研究機関の分析によりわかってきた。

これらのことから、教師に関する基本方針を、「ICT を効果的に活用した教師の指導力の向上」として定める。



(3) 環境整備に関すること

教職員端末のゼロトラスト化、児童生徒用1人1台端末の更新、次世代校務支援システム導入など、ICT環境の整備は適宜対応できており、本市の特徴の一つであるクラウドをフル活用することにより学校教育の情報化の推進に努めている。

一方で、次期学習指導要領の改訂に向けた「論点整理」では、デジタル学習基盤を前提にした改訂の方針として、例えば生成AIの更なる発展など、デジタル学習基盤自体は今後も変化していくことが想定され、こうした情報技術の進展に伴う取扱いは、必要に応じ別途ガイドラインや指導資料として示すことを学習指導要領や解説等に予め記載すべきとしている。

今後も学校教育の情報化の推進に必要な環境整備に関しては、文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」や、デジタル庁「教育DXロードマップ」等の視点を参考にしながら進めていく必要がある。

これらのことから、環境整備に関する基本方針を、「ICTを効果的に活用するための環境の整備」として定める。

(4) 推進体制に関すること

児童生徒の資質・能力を育成し、学校教育の情報化を進めるためには、ハード面の環境整備とソフト面の推進体制の両輪が有機的に機能することが不可欠である。ハード面の環境整備が適宜対応できている本市においては、今後、ソフト面における推進体制の充実に努める必要がある。

次期学習指導要領の改訂に向けた「論点整理」において示された「情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現」を推進していくためには、児童生徒と同様に教職員・教育委員会も学び続ける姿勢が必要である。ICT機器の単なる操作や知識を身に付けるのではなく、その操作や知識を「どう活かすか」を考えられる教職員集団・教育委員会を育成していくことが重要であると考えている。

これらのことから、推進体制に関する基本方針を、「ICTを効果的に活用するための推進体制の整備と校務の改善」として定める。

3 計画期間

本計画の期間は、上記「1 基本的な考え方」より、「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」の期間と合わせることが望ましいことから、令和8年度（2026年度）から令和9年度（2027年度）までの2年間とする。

ただし、計画期間中であっても、法改正、社会状況の大きな変化などにより大幅な変更が必要となる事象が生じた場合は見直しを行う。

第2節 学校教育の情報化を推進する4つの基本方針に基づく取組

前節の2「学校教育の情報化を推進するための基本方針の設定」で定めた4つの基本方針に基づき、第3次 宝塚市 GIGA スクール推進計画の期間において、次の取組を進めていくこととする。

1 基本方針1 ICT を効果的に活用した児童生徒の資質・能力の育成

(1) 情報活用能力の育成

社会の急激な情報化とデジタル化により、ICT 機器等を使いこなすことが生活の基盤となりつつあることを踏まえ、情報活用能力を単なる技能習得に留めず、各教科を横断する学びの基盤として捉えることが重要である。次期学習指導要領の改訂に向けた「論点整理」において、探究的な学びの基盤となる情報活用能力が整理されたことを踏まえ、以下3点を柱として情報活用能力の育成に努める。

「情報技術の活用」

児童生徒が情報機器を用いて主体的に情報を収集・整理・比較・発信・伝達等ができる力を培う。キーボード入力といった基本的操作上に加え、生成 AI など新たな情報技術についても研究を進め、探究の学習の過程における情報技術の効果的な活用を促す。

「情報技術の適切な取扱い」

情報モラル、権利、責任、健康への影響などを計画的に指導し、情報化社会におけるリスクに対応した情報活用能力を育成する。

「情報技術の特性の理解」

クラウドを用いて共同編集する仕組み、生成 AI の基本的な仕組、プログラミング的思考など情報技術の特性について、活用を通して体験的に育成する。

なお、これらの実現に際しては、カリキュラム・マネジメントの強化、先進的な取組の情報提供を行うなど、学校間や教師間で取組の差が出ないように努める。

【教育委員会における具体的な取組】

- ① 情報モラルを含む情報活用能力に関する年間指導計画（カリキュラム）の基準を提示
- ② TGS（宝塚市版 GIGA スクール）モデル校の研究支援
- ③ 小学校の総合的な学習の時間における「情報の領域（仮称）」に関する研究の推進
- ④ 各校の推進状況や課題に応じた内容で展開する訪問型研修の実施

【各学校における具体的な取組】

- ① 情報モラルを含む情報活用能力に関する年間指導計画（カリキュラム）の作成
- ② 年間指導計画（カリキュラム）に基づいた情報活用能力の育成
- ③ TGS（宝塚市版 GIGA スクール）モデル校の実践的な研究・参観

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

1人1台端末をはじめとする ICT の効果的な活用を通して、全ての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるとともに、児童生徒一人ひ

とりが学習の主体となり、協働と対話を通じて思考を深める「主体的・対話的で深い学び」への転換を一層推進する。

まず、児童生徒が学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」を徹底する。その際、児童生徒同士、教師、地域、専門家、デジタル教材等との多様な対話の機会を授業に取り入れ、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」にも重点を置く。こうした学習活動に ICT を効果的に活用して、「教師主導による学び」だけではなく「児童生徒自身が考え、選択・決定し、行動する学び」の場面を大切にするといった、授業観の転換を図る。

【教育委員会における具体的な取組】

- ① 主体的・対話的で深い学びを実践するために効果的に ICT を活用する研修会の実施
 - ・「個別最適な学び」を実現するための AI ドリルの活用研修
 - ・「協働的な学び」を実現するための授業支援ツールの活用研修
- ② 主体的・対話的で深い学びの好事例の横展開を図る仕組み作り

【各学校における具体的な取組】

- ① 主体的・対話的で深い学びを実現するための研修会等への参加
- ② 主体的・対話的で深い学びの好事例（公開授業等）の視察
- ③ 主体的・対話的で深い学びの授業の展開
- ④ 教科等横断的な視点に立った探究的な学びの充実

(3) 児童生徒の多様なニーズへの対応・学びの保障

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、いじめや不登校に悩む児童生徒、相対的貧困や虐待を受けている児童生徒、特定分野に特異な才能を有する児童生徒など、多様なニーズや背景を持つ児童生徒一人ひとりに対応した「個別最適な学び」の実現を目指す。

そのために、ICT の持つ「学習内容や方法の選択」「時間や空間を超えた学習環境の提供」「多様な情報へのアクセスと双方向のコミュニケーション」「即時フィードバックや支援ツールの活用」などの特性を最大限に活用し、児童生徒の状況や特性に応じた教育の展開に努める。

また、学びの機会や質の保障、個々の強みや興味・関心の伸長、学習意欲の向上、社会的包摂の推進を図るとともに、すべての児童生徒が安心して自分らしく学び成長できる教育環境の整備に努めます。

【教育委員会における具体的な取組】

- ① 不登校、別室登校、病気療養、障碍、日本語指導が必要、特異な才能を有する児童生徒をはじめ、多様なニーズへ対応するため、ICT 機器を効果的に活用した事例の収集・共有、支援の在り方の研究

- ② 非常時における学びの継続に資する授業配信・連絡方法等を示したリーフレット等の作成

【各学校における具体的な取組】

- ① 不登校、別室登校、病気療養、障碍、日本語指導が必要、特異な才能を有する児童生徒をはじめ、多様なニーズに対応した ICT 機器を効果的に活用した指導
- ・アクセシビリティへの対応（音声入力・視線入力・翻訳機能等）
 - ・オンラインを活用した学習機会の提供
 - ・AI ドリルを活用した学習理解度に応じた課題提示
- ② 1人1台端末を効果的に活用した児童生徒の心の健康観察等の実施・分析による、いじめ・自殺・不登校等の未然防止・早期把握・早期対応
- ③ 非常時における学びの継続に資する授業配信・連絡等

(4) 情報モラル教育の充実

児童生徒が自他の権利を尊重し、情報化社会での行動に責任をもつとともに、自律的に行動し、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用するための指導は、学校教育の情報化の基盤となる。

社会や技術の変化に対応しつつ、情報化社会を安全・適切に生き抜く力を児童生徒に育むため、情報モラルを含む情報活用能力を発達段階に応じて計画的に指導する。

【教育委員会における具体的な取組】

- ① 情報モラルを含む情報活用能力に関する年間指導計画（カリキュラム）の基準を提示
- ② 宝塚市情報モラル教育系统表の提供
- ③ 教師向けの情報モラル研修の実施

【各学校における具体的な取組】

- ① 情報モラルを含む情報活用能力に関する年間指導計画（カリキュラム）の作成
- ② 全教師を対象にした情報モラルに関する校内研修の実施
- ③ 保護者向けの情報モラル研修会（講演会）の実施
- ※ 文部科学省・兵庫県教委のプログラム（GIGA ワークブック）を参考に、参観日や懇談会等で実施し周知を図る

(5) ICT 活用における健康面への配慮

児童生徒が授業のみならず家庭等でも日常的に1人1台端末を効果的に活用した学習の機会が増えていくと考えられることから、視力をはじめ、ICT 機器を使用することによる児童生徒の健康面への影響について配慮するよう努める。

【教育委員会における具体的な取組】

- ① 1人1台端末を効果的に活用した児童生徒の心の健康観察等の継続的实施に向けた支援
- ② 1人1台端末の基本的な使用ルール（学校・家庭）の作成及び普及啓発

③ 学事課と連携した健康推移のモニタリング体制構築

【各学校における具体的な取組】

- ① 1人1台端末を効果的に活用した児童生徒の心の健康観察等の実施・分析による、いじめ・自殺・不登校等の未然防止・早期把握・早期対応心の健康観察をふまえた生徒（生活）指導の実施

2 **基本方針2** ICT を効果的に活用した教師の指導力の向上

児童生徒に対する「主体的・対話的で深い学び」の実現や情報活用能力の育成のためには、全ての教師がICT 機器を効果的に活用した指導力の向上の必要性を理解し、各種研修等に積極的に参加したり、自ら研鑽を深めたりすることが重要である。

そのため、指導主事による学校への訪問型研修や夏期休業中のスキルアップ講座による個別支援、指定研究事業による先進校の授業事例の共有等、各学校への支援体制を強化する。また、指導主事が各学校の研修に積極的に関わるなど、学校と教育委員会が一体となって研修の充実を図り、教師間、学校間で情報活用能力の育成に差が生じないように、全市的にICT を効果的に活用した教師の指導力の向上に努める。

【教育委員会における具体的な取組】

- ① 教師のICT スキルチェックおよび活用状況アンケートの実施
- ② スキルチェックに対応したスキルアップ講座の開催
- ③ 個々の教職員のスキルに応じた相談窓口（オンラインサポート）の設置
- ④ 情報担当者、研修推進担当者など、各学校の研究を中心になって担う教師の中から、ICT を効果的に活用した指導力の向上を図る全市的なリーダーを育成

【各学校における具体的な取組】

- ① スキルチェックのステップ1、ステップ2の習得を目的としたスキルアップ講座の受講
- ② 指定研究事業を通じた校内研修の充実

3 **基本方針3** ICT を効果的に活用するための環境の整備

1人1台端末をはじめとするICT の効果的な活用を通して、全ての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」への転換を推進する不可欠な基盤として位置づける。

文部科学省の方針を踏まえ、1人1台端末の継続的な整備や、高速大容量ネットワーク、クラウド活用、次世代校務DX等にも適切に対応し、全ての児童生徒が、家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、ICT の恵沢を享受できるように、学校におけるICT を効果的に活用するための環境の整備に努める。

【教育委員会における具体的な取組】

- ① 校内ネットワークの充実
 - ・Wi-Fiの更新、特別教室等への設置
 - ・文部科学省の定める推奨帯域を満たす快適なネットワークの構築

【各学校における具体的な取組】

- ① 1人1台端末の適切な管理
- ② 学びを止めないための予備機の活用

4 **基本方針4** ICT を効果的に活用するための推進体制の整備と校務の改善

(1) 校長のリーダーシップ

学校におけるICTの効果的な活用を推進していくためには、校長をはじめとする管理職がICT活用の意義（例えば、学習指導・生徒指導、指導計画・授業準備をはじめ、学級・学校経営など様々なデータを蓄積し、共有することで学校全体の見える化を実現することができる）をよく理解し、目指すべき目標を教職員と共有したうえでリーダーシップを発揮することが不可欠である。

また、本市の課題解決に直接関係する内容の研修等に関しては、管理職はもとより、可能な限り、情報担当者、研究推進担当者など、各学校の研究を中心となって担う教師の出席を求め、管理職を補佐する教師を育成することも重要である。

そのため、教育委員会は、管理職とともに教職員を支援する体制を構築し、教育の情報化を推進していけるように努める。

【教育委員会における具体的な取組】

- ① 管理職（校長・教頭）を対象としたICTを効果的に活用した教育の推進に関する総合的な研修の実施
- ② 教育データ等の利用検証と共有

【各学校における具体的な取組】

- ① 管理職による自校のICT活用状況の把握と宝塚市教育情報化推進本部への現況報告

(2) ICT推進体制の再構築

教育委員会では、学校教育の情報化を推進するため、本計画に基づき、全市的な環境整備等に取り組むとともに、教育長、部長、次長、担当校長等で構成する「宝塚市教育情報化推進本部」を学期ごとに開催する。この推進本部会議において、各部署との連携を図り、教育の情報化における取組等について検討を進めるとともに、本計画に掲げた取組事項や各学校の取組状況等について、適切な進行管理に努める。

学校では、それぞれの状況に応じて、本計画を学校運営に取り入れ、各教科等における学習活動に取り組む。また、校長は、学校におけるICT活用の責任者として、校内の情報化推進体

制を構築するなど、教職員に対して学校教育の情報化の必要性について周知を徹底し、学校教育の情報化の組織的な推進に努める。

【教育委員会における具体的な取組】

- ① 宝塚市教育情報化推進本部の定期的（学期に1回）な開催
- ② 本計画における各校の進捗状況の把握と必要措置の実行（助言）

【各学校における具体的な取組】

- ① 管理職による自校のICT活用状況の把握と宝塚市教育情報化推進本部への現況等の報告

(3) 教師の働き方改革

学校における働き方改革は、何か一つの取組で解決するものではなく、教育委員会や学校等が連携し、それぞれの立場で、教師が教師でなければできないことに力を注げる環境を整備することが重要である。「ICTを活用した校務効率化」を推進し、各種調査や事務のデジタル化により教師の負担軽減を図るとともに、業務の質の向上につなげ、学校における働き方改革を進める。

文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」の各項目について一定以上取り組んでいると回答した学校に対して、教職員の働き方の改善に効果があったとされていることから、積極的に当該チェックリストの項目達成を目安として取り組む。

【教育委員会における具体的な取組】

- ① 校務支援システム・保護者連絡アプリなど、ICT機器の効果的な活用による働き方改革の推進

※ 文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト（学校設置者向け）」のうち、21項目中19項目となる達成率90%以上を目標

【各学校における具体的な取組】

- ① 校務支援システム・保護者連絡アプリなど、ICT機器を効果的に活用した校務の負担軽減策の検討・実行

※ 文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト（学校設置者向け）」のうち、34項目中31項目となる達成率90%以上を目標

第3節 計画の進行管理

学校教育の情報化の推進は、本計画に掲げた取組を確実に実施することが求められていることから、学期に1回は「宝塚市教育情報化推進本部」を開催し進捗状況の確認等を通じて、本計画の適切な進行管理に努める。

一方、国の動向やICT環境を取り巻く変化等による新たな課題等にも対応できるよう、計画期間中であっても、必要な際は柔軟に見直しを行い、最適な教育の情報化の推進に努めていく。

宝塚市立学校教職員 ICT活用スキル チェックリスト

授業での効果的な活用及び業務改善の観点からICT機器の操作や知識は不可欠です。
 自身のスキルチェックを行い、ステップ1はすべての教職員が身に付けられるよう確認しましょう。
 (* 授業支援ソフトとは、オクリンクプラス・Teams・Google Classroomなどをいいます)
 スキルチェックに対応した講座を夏期休業中のスキルアップ講座として開設します。また、オンラインサポートを活用することにより、放課後や授業の空き時間にスキルアップが可能です。

3 できる	2 あまり できない	1 ほとんど できない
----------	------------------	-------------------

ステップ0	【必須】授業・校務でICTを使うための基本操作が自分でできる			
0-1	校務用PC端末に自分のアカウントを使ってログインし、アプリを起動できる。			
0-2	校務用PC端末や生徒用タブレット端末等を教室のプロジェクター等に接続し、端末の画面を黒板やスクリーンなどに表示することができる。			
0-3	校務用PC端末で、文書作成アプリ(Word等)を用いて、文字のフォントやサイズの決定、レイアウトの設定などを行い、文字を入力して簡単な文書(面談のお知らせなど)を作成できる。			
0-4	校務用PC端末で、表計算アプリ(Excel等)を用いて、データ入力やセルの設定などを行い、簡単な表(名簿やテストの得点一覧表など)を作成できる。			
0-5	校務用PC端末で、プレゼンテーションアプリ(PowerPoint等)を用いて作成された説明用資料(スライド)を開いて、スライドショーで説明したり、さらに説明しやすくなるように修正を加えたりできる。			
ステップ1	【必須】授業・校務でICTを活用するための基本的なスキルを身につけている			
1-1	ネットワークを介して課題を配布したり意見交換したりするために、授業支援ソフトで、ホームルームや教科担当のクラスを作り、メンバーを登録することができる。			
1-2	授業支援ソフトを使って、クラスやグループに課題を配布したり回収したりできる。			
1-3	授業でグループ学習をするために、授業支援ソフトでグループ学習のための小グループを作ってメンバーを登録することができる。			
1-4	校務用PC端末で、文書作成アプリ(Word等)を用いて、図表の入った文書(学級通信や授業用プリントなど)を作成するために、写真やイラストを挿入したり、表やグラフを作成したりできる。			
1-5	校務用PC端末で、表計算ソフト(Excel等)を用いて、複数のデータを一つにまとめた表(個人成績票など)を作成するために、平均や合計等の関数を用いたり、グラフを用いて分かりやすくしたりできる。			
1-6	校務用PC端末で、プレゼンテーションアプリ(PowerPoint等)を用いて、テキストボックスや写真・イラストなどを挿入し、レイアウトを整えた説明用資料(スライド)を作成できる。			
ステップ2	【推奨】授業・校務でICTを効果的に活用するための汎用的なスキルを身につけている			
2-1	Web会議ツール(Teams、Meet等)を用いた会議に参加したり、メンバーを招待してWeb会議を開催したりすることができる。			
2-2	校務用PC端末で、授業支援ソフトの機能を用いて、設定されたクラスのメンバーにメッセージを投稿したりして、連絡事項を伝えることができる。また、チャットの使い方を理解している。			
2-3	グループ学習で意見交換などをする際の、複数同時編集機能の使い方を理解している。			
2-4	MicrosoftForms等を用いて、アンケートや小テストを行うことができる。			
2-5	校務用PC端末で、文書作成アプリ(Word等)を用いて、表計算ソフトに入力したデータを文書の指定した位置に差し込んで印刷することができる。			
2-6	校務用PC端末で、表計算ソフト(Excel等)を用いて、複数回の考査粗点や小テストを合計し、順位をつけ、評価を記載することができる。			
2-7	校務用PC端末で、プレゼンテーションアプリ(PowerPoint等)を用いて、挿入したテキストボックスや写真・イラストなどにアニメーションを設定して、説明用資料(スライド)を印象的なものにすることができる。			
アンケート	授業でタブレットPCをどの程度活用していますか。	毎 日 ほ	以 週 上 3 日	程 週 度 1 日
3-1	(教員が)校務用PCを活用して授業を行っている			
3-2	(児童生徒が)担当する授業でタブレットPCを使って取り組む			
3-3	(児童生徒が)授業でタブレットPCを文房具のように活用することができる 例)・ノートとタブレットPCを自分の考えに基づいて使い分けすることができる ・授業以外でも必要な時にはタブレットPCを使える環境を提供している			

宝塚市情報モラル教育

分類	コード	コンテンツ	L1:小学校1~2年	L2:小学校3~4年	L3:小学校5~6年	L4:中学校
			[教材]GIGA2025小学校低学年 兵庫.pdf	[教材]GIGA2025小学校高学年 兵庫.pdf		[教材]GIGA2025中学校 兵庫.pdf
1. 情報社会の倫理	a	e-L	a1-3:発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ 使いすぎについて考える SNSなどを使う①	上手にコミュニケーションをとる	SNSを上手に使う SNSなどを使う②	a4-5:情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす SNSでどう伝えるか考える 立場の違いを思いやる SNSの影響を考える SNSなどを使う③
			a1-1:約束や決まりを守る パソコンやメディアを使う場合に、決められたルールを守る みんなが決められた約束や決まりをまもる ワラソーをたいてごまかしたりしない	a2-1:相手への影響を行動する ▼ネットワークで誹謗中傷を行わない ▼受け手の気持ちを考えて情報発信する	a3-1:他人や社会への影響を考えて行動する ▼ネット上の迷惑行為にどのようなものがあるかを知る ▼相手の状況を踏まえて、情報発信する ▼チェーンメールが社会に与える影響を知り、行わない	a4-1:情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する ▼ネット上の迷惑行為は、行わない ▼携帯のマナーを守る
	b	e-L	b1-3:情報に関する自分や他者の権利を尊重する	相手のことを思いやる	著作権を上手に扱う	b4-5:情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する 写真や動画を上手に使う 情報の公開について考える
			b1-1:人の作ったものを大切にすることを ▼みんなが使うものを大切に	b2-1:自分の情報や他人の情報を大切に ▼(ネット社会でも昔の生活でも)他人との関わり方を大切に ▼情報の提供に対し、感謝と助け合いの精神を持つ	b3-1:情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する ▼自分と異なる意見や立場を尊重する ▼人の著作権には、著作権があることを知り、尊重する	b4-1:個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する b4-2:著作権などの知的財産権を尊重する
2. 法の理解と遵守	c	e-L	c1-3:社会のルールやマナーを知る 利用マナーについて考える	c2-3:情報社会でのルール・マナーを遵守できる SNSなどを使う①	c3-1:何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない ▼ルールやエチケットを守らない事例を知り、何が良くないのか考える c3-2:「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する ▼ルールがなかったらどうなるか、を考える c3-3:契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない ▼「はい」や「同意」のボタンをむやみに押ししたり、子どもだけで売ったり買ったりしない	c4:社会は互いにルール・法律を守ることで成り立っていることを知る 個人情報について考える 主権在民の原則と権利について考える c4-1:違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない ▼詐欺、誹謗・中傷、出会い系、不正アクセス、薬物、毒物、武器 c4-2:情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る ▼知的財産権(著作権・特許等)の基本的な考え方 ▼個人情報の取り扱いに関する基本的な考え方
			c1-1:生活の中でルールやマナーを知る	c2-1:情報の発信や情報をやりとりする場合のルールやマナーを知り、守る ▼ルールやエチケットを知り、守る	c3-1:何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行かない ▼ルールやエチケットを守らない事例を知り、何が良くないのか考える c3-2:「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する ▼ルールがなかったらどうなるか、を考える c3-3:契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない ▼「はい」や「同意」のボタンをむやみに押ししたり、子どもだけで売ったり買ったりしない	c4-1:違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない ▼詐欺、誹謗・中傷、出会い系、不正アクセス、薬物、毒物、武器 c4-2:情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る ▼知的財産権(著作権・特許等)の基本的な考え方 ▼個人情報の取り扱いに関する基本的な考え方
			d1-3:情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる 学習用タブレットを上手に使う 使いすぎについて考える	d2-1:危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する ▼見知らぬ人からのメールは、大人に知らせる ▼変なメッセージを受け取ったら、すぐ大人に知らせる	d3-1:予測される危険の内容がわかり、避ける ▼出会い系、詐欺、成りすましなどの問題点や犯罪性を知り、避ける方法を考える ▼犯罪に巻き込まれない知恵を学ぶ ▼ネットで知り合った人に子どもだけで会いに行かない	d4-1:安全性の面から、情報社会の特性を理解する ▼何ができるように危険がわかる ▼中学生が遭遇しそうな犯罪の手法を知り、巻き込まれないよう注意する ▼ネットワーク上の相手は、必ずしも現実の姿と同一でないことを認識する
			d1-2:不適切な情報に出合わない環境で利用する	d2-2:不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する ▼情報の中には、モラルに反するものや誤ったものがあることを知る	d3-2:不適切な情報であるものを認識し、対応できる ▼迷惑メール(あるいは危険なメール)に対する知識を身につける ▼匿名性の利点と危険性を知る	d4-2:トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る
3. 安全への知恵	e	e-L	e1-3:情報を正しく安全に利用することに努める パスワードを管理する 生成AIの情報が正しいか確かめる	情報が正しいか確かめる 生成AIの情報が正しいか確かめる	個人情報について考える ネットの情報を確かめる	e4-5:情報を正しく安全に利用するための知識や技術を身につける ネット交流について考える SNSで投稿する前に確かめる ネット詐欺について考える
			e1-1:情報には誤ったものもあることに気付く ▼情報を鵜呑みにしない	e2-1:個人の情報は、他人にも知らせない ▼掲示板・ブログやチャットなどの安全な利用方法を知る	e3-1:情報の正確さを判断する方法を知る ▼受け取った情報を信じて判断せず、別の方法で確かめる e3-2:自他の個人情報、第三者にも知らせない ▼掲示板・ブログやチャットなどで個人情報を漏らさないようにする	e4-1:情報の信頼性を吟味できる e4-2:自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる ▼暗号化通信技術を使って、安全に情報通信を行う(https, SSLなど)
	f	e-L	f1-3:安全や健康を害するような行動を抑制できる 健康に気を付けて使う	ゲーム依存について考える	f3-1:健康を害するような行動を自制する f3-2:人の安全を脅かす行為を行わない	f4-5:自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる f4-1:健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる ▼精神的・身体的に負担がかり過ぎないように注意する ▼メディアの使い方を誤ると、心身の健康に、問題が起きることを知る f4-2:自他の安全面に配慮した情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
			f1-1:決められた利用の時間や約束を守る	f2-1:健康のために利用時間を決め守る	f3-1:健康を害するような行動を自制する f3-2:人の安全を脅かす行為を行わない	f4-5:自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる f4-1:健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる ▼精神的・身体的に負担がかり過ぎないように注意する ▼メディアの使い方を誤ると、心身の健康に、問題が起きることを知る f4-2:自他の安全面に配慮した情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
4. 情報セキュリティ	g	e-L	g2-3:生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る 学習用タブレットを上手に使う	パスワードを管理する	g3-1:不正使用や不正アクセスされないように利用できる ▼パスワードは自分で管理しなければならないことを理解する ▼どのようにして個人情報が漏れていくかを知る	g4-1:情報セキュリティの基礎的な知識を身につける ▼もれた個人情報がどう悪用されるかを知る
			g2-1:認証の重要性を理解し、正しく利用できる ▼パスワードは誰にも教えない ▼自分の使った端末をそのまま放置しない	h3:情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	h4-5:情報セキュリティの確保のために対策・対応がとれる 大切な情報を守る問題	
	h	e-L	h3-1:情報の破壊や流出を守る方法を知る ▼ウィルスに対する簡単な知識を知る ▼自分の端末は人に貸さない ▼ダウンロードには危険が伴うものがあることを知る	h4-1:基礎的なセキュリティ対策が立てられる ▼不正アクセスによる(個人)情報の漏洩を防ぐことができる		
			i2-3:情報社会の一員として、公共的な意識を持つ	i4-5:情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる		
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i	e-L	i2-1:協力し合ってネットワークを使う ▼人のために役立つことをする	i3-1:ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う	i4-1:ネットワークの公共性を意識して行動する ▼みんなの役に立つ情報を、積極的に提供し、共有する ▼ネットワーク上のコミュニティに適切な参加ができる(懸念・ルール)	

●参考資料

文科省「情報モラル指導モデルカリキュラム」

「情報モラル指導モデルカリキュラム」の策定について(学校全体での体系的な情報モラル教育の取組のために)「別紙11」